

入札説明書類

件名：産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

令和4年10月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1部

②仕様書 1部

③契約書(案) 1部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1部

⑤ご担当者連絡先 1部

④～⑤：期限(令和4年11月8日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1部

⑦誓約書 2種

⑧保険料納付に係る申立書 1部

⑨適合証明書及び仕様書8. 受託者の要件(1)を
満たすことを証明する書類 1部

⑥～⑧：期限(令和4年11月16日)までに提出すること。

⑩入札書 1部

⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年11月18日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 1部

⑫入札辞退届 1部

⑪：応札しない場合、令和4年11月18日までに提出すること。

⑬委任状 1部

⑭年間委任状 1部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年11月21日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託」にかかわる入札公告（令和4年10月31日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和5年3月30日
- (4) 納入場所 東京都新宿区戸山1-23-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
なお、委託者は令和4年度中に移転を予定している。移転後は下記に納品を行うこと。詳細は委託者より連絡する。
大阪府摂津市千里丘新町3-17
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
- (5) 入札方法
入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）「役務」のB、C又はDのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務物品を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12

月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
 - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 仕様書の6に記載の産業廃棄物及び一般廃棄物の種類に応じた収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。
 - (13) 冷媒フロン類(業務用フリーザ)等の対応が可能な体制を有していること。
 - (14) リサイクル物について、東京都廃棄物再生事業者登録証明書又は同等の許可を有していること。
 - (15) 環境保全に係る下記のア～ウの活動や協定等について2分野以上の参加実績を有していること。
 - ア 東京都における「廃プラスチック類の埋立てゼロに関する協定」の締結実績。
 - イ ISO14001又はこれと同等の環境(Environmental)マネジメントシステムに関する規格の取得実績及び保有実績。
 - ウ 東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度(産廃エキスパート/産廃プロフェッショナル認定制度)の認定実績。

4 入札説明会の実施

- (1) 開催日時 11月7日(月) 10時30分(対面にて実施)
- (2) 開催場所 東京都新宿区戸山1-23-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 会議室(管理棟)
- (3) 参加の要否 入札説明会への参加は任意とする。
- (4) 参加の登録 事前登録は不要。

5 提出書類等

- (1) 質疑書・ご担当者連絡先
令和4年11月8日(火)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。
提出先メールアドレス 総務部健康研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和4年11月16日(水)17時00分までに下記6(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥適合証明書

(3) 入札書

提出期限は令和4年11月18日(金)17時00分 (郵送の場合も同様)
詳細は下記6を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**(令和4年11月18日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**(令和4年11月21日)に**開札会場へ持参**すること。

6 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
総務部健栄研会計課

電話：03-3203-5721

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和4年11月21日開札 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年11月21日開札 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記6(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和4年11月21日(月) 10時30分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
会議室(管理棟)

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

**産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託
調達仕様書**

令和4年10月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

1. 件名

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託（単価契約）

2. 目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所（以下、委託者とする。）は、令和4年度に、大阪府摂津市内にある健都イノベーションパークNKビル内への移転を予定している。本件は、移転に伴い戸山庁舎において排出される什器、実験機器等の産業廃棄物及び一般廃棄物の搬出運搬、処分を行うものである。

3. 履行場所

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月30日まで

5. 履行場所

受託者の処分施設の所在地

6. 産業廃棄物の種類等

委託者が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物及び一般廃棄物の種類、数量及び性状等は以下のとおりとする。

（1）排出する廃棄物の種類

①産業廃棄物

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、ゴムくず等

※ 排出物品に関し、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）や特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）その他排出する廃棄物の収集運搬・処分について必要な措置を行った場合は、その費用について別途実費負担とする。

②一般廃棄物

普通ごみ及び生ごみ

（2）予定排出数量

①産業廃棄物：80,000kg

②一般廃棄物：700kg

(あくまで予定数量であり、増減が生じる点について留意すること)

(3) 搬出頻度

契約締結後、令和5年3月まで週1-2回程度

7. 廃棄物の収集日程の調整

週1-2回の頻度を考慮し、委託者と協議の上、決定すること。

また、日程調整について、09:30~17:00の間に連絡調整が可能な窓口担当者を1名以上配置すること。

なお、本業務は、委託者の移転に伴うものであり、排出予定物品について令和4年度中に業務を完了する必要性があるため、留意すること。

8. 収集・運搬及び処分の方法

(1) 受託者は、収集日までに、上記7及び下記(2)~(8)に掲げる収集日程の調整、収集運搬並びに処分に係る履行体制等についての作業計画書を提出すること。

(2) 受託者は、あらかじめ排出事業場の内見や排出予定物品の確認を必要に応じて実施し、排出事業場の特殊性等を十分に理解した上で作業に臨むこと。

なお、収集日の日程調整時に、品目名、製造メーカー名、規格又は品番、寸法(縦、横、高さ)、物品数を把握できる範囲において記載した廃棄物品一覧表を委託者が受託者へ提示する。

(3) 受託者は、作業当日において、委託者の立ち会いの下、(1)で提示した廃棄物物品一覧表に記載された物品を排出事業場の各設置居室(別添1「庁舎見取り図」参照)から運搬車両まで移動すること。

(4) 受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

(5) 作業当日の作業可能時間は、原則として10:00~17:00までとする。

(6) 作業当日の体制として、作業員4名以上及び1,400kg以上の積載が可能な車両2台以上の体制を確保した上で作業を実施すること。

(7) 委託した廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める廃棄物の処理基準にて行うこととする。

(8) 上記方法で処理した後も廃棄物である物の処分又は再生を委託する場合には、廃棄物処分業者その他他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

9. 受託者の要件

(1) 産業廃棄物

・上記6の産業廃棄物及び一般廃棄物の種類に応じた収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。

・冷媒フロン類(業務用フリーザ)等の対応が可能な体制を有していること。

(2) リサイクル物

・東京都廃棄物再生事業者登録証明書又は同等の許可を有していること。

(3) その他

環境保全に係る下記のア～ウの活動や協定等について2分野以上の参加実績を有していること。

ア 東京都における「廃プラスチック類の埋立てゼロに関する協定」の締結実績。

イ ISO14001又はこれと同等の環境(Environmental)マネジメントシステムに関する規格の取得実績並びに保有状況。

ウ 東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度(産廃エキスパート/産廃プロフェッショナル認定制度)の認定実績。

10. 受託者の事業範囲

受託者は、廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

また、別添2「廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容」を契約書に添付するので、受託者は落札決定後、必要事項を記入のうえ速やかに提出すること。

11. 委託業務の範囲

受託者が、委託者の排出する廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

12. 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A票（排出事業者保管票）を除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB1票（収集運搬業者保管票）及びB2票（運搬終了票）に必要事項を記載し、B2票（運搬終了票）を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1票（収集運搬業者保管票）を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC1票（処分業者保管票）、C2票（処分終了票）及びD票（処分終了票）に必要事項を記載した後、D票（処分終了票）を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C1票（処分業者保管票）、C2票（処分終了票）を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE票（最終処分終了票）に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が

適正に終了したことを確認の上、E票（最終処分終了票）を委託者に送付する。

- (6) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストB2票（運搬終了票）、D票（処分終了票）及びE票（最終処分終了票）を、A票（排出事業者保管票）とともに5年間保存する。

13. 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を別添2により明記すること。

また、受託者が、第7項により了承された二次処理先に搬出する場合には、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて記載すること。

- (2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。

なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

14. 積替保管

- (1) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたっては、許可された事業の範囲に当該産業廃棄物の保管・積替えを含む場合を除き、委託された産業廃棄物を積替え又は保管してはならない。
- (2) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたって積替え又は保管を行う場合において、当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管の場所において他の産業廃棄物と混合してはならない。
- (3) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分にあたって積替え又は保管を行う場合は、法令に定める保管の基準を遵守すること。
- (4) 受託者は、積替え保管施設において、売却を目的とした産業廃棄物の抜き取りを行ってはならない。

15. 業務の調査等

- (1) 委託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

16. 再委託の禁止

受託者は、法令に定める基準に従い委託者から書面による承諾を得て行う場合

を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

17. 契約の解除等

- (1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残る廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

18. 秘密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

19. その他留意事項

- (1) 廃棄物保管場所等の衛生と環境の保持に努めると共に、火災等の災害防止に留意すること。
- (2) 職員等に損害を与えた場合は、その損害に対する費用を弁済するとともに、事実関係を早急に報告すること。
- (3) 収集運搬に伴い必要となる消耗品類は、受託者の負担とすること。
- (4) 技術支援及び教育、講習支援を十分に実施しうる体制を確立しておくこと。
- (5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

20. 問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

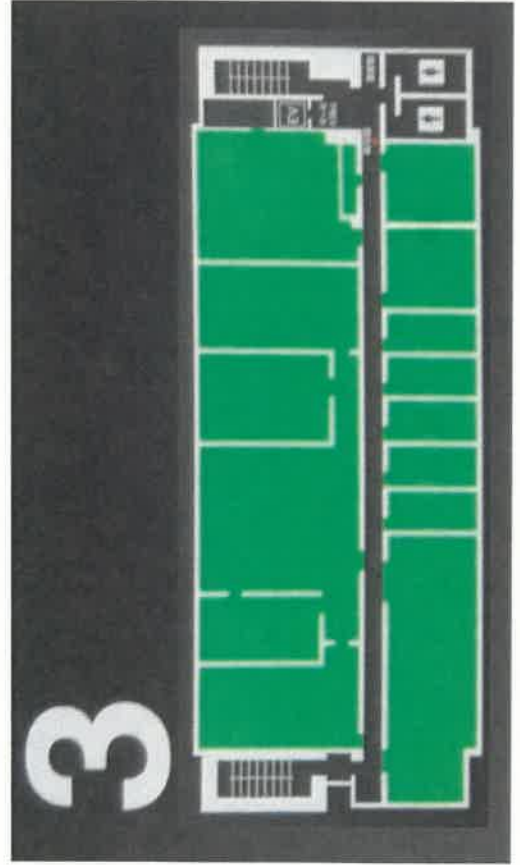
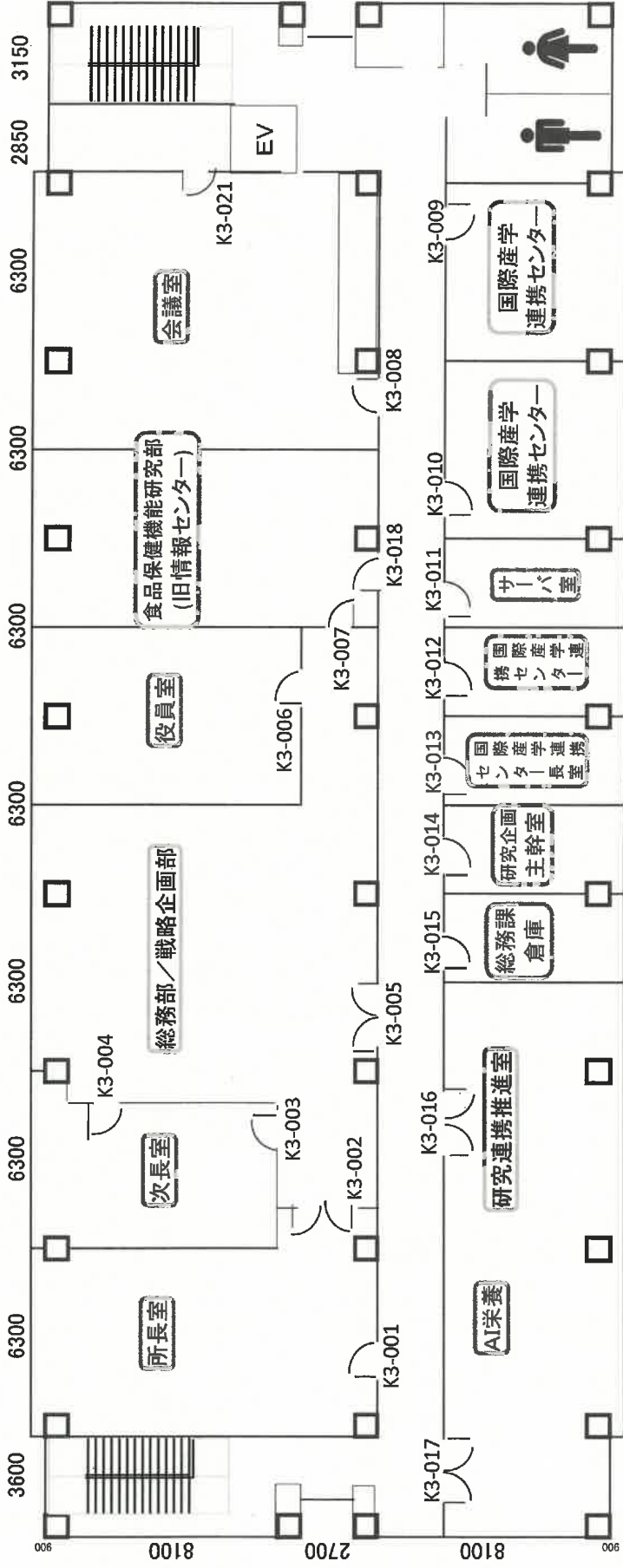
国立健康・栄養研究所総務部 健栄研会計課

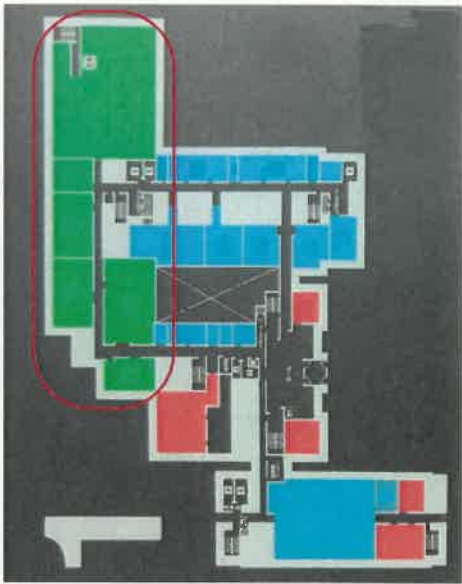
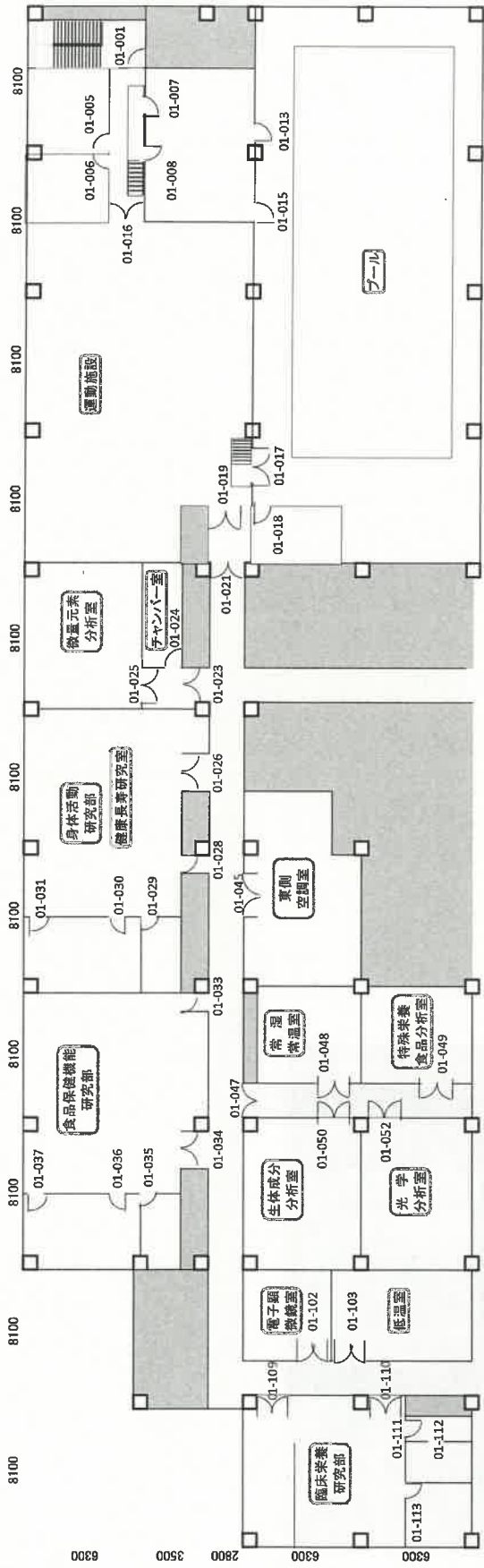
森屋（もりや）・峯（みね）

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1

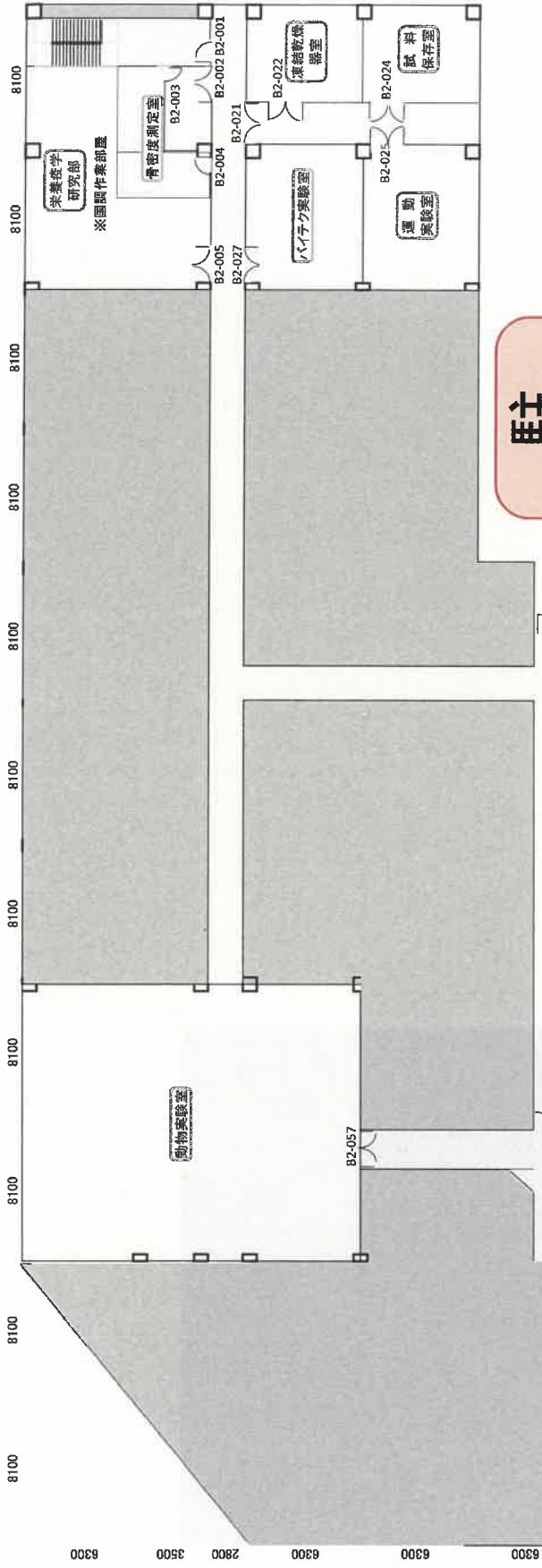
E-Mail: eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

TEL: 03-3203-5721

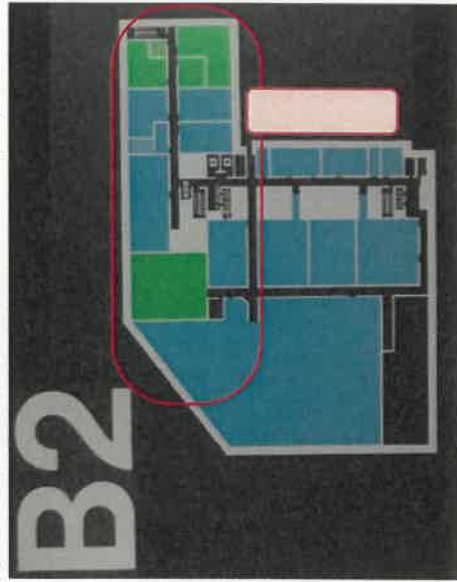




6300 2800 3500 6300



駐車スペース



産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容

受託者の所在地							
受託者の名称							
○許可情報 (収集運搬)							
・排出場所許可番号 (東京都)	許可期限	年	月	日			
(13-)							
・搬入先許可番号 ()	許可期限	年	月	日			
(- -)							
・積替え及び保管の場所の許可番号 ()	許可期限	年	月	日			
(- -) 所在地 ()							
保管上限 ()							
○許可情報 (処分)							
・処分業許可都道府県政令市 ()	許可番号 (- -)						
	許可期限	年	月	日			
・産業廃棄物処理施設の許可 (15条施設) (有 (施設名称:)・無)							
○事業範囲							
・許可品目等: 以下のとおり (収運の許可は○ (うち保管積替えを含むものは◎)、処分の許可は□で囲む)							
燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず	
繊維くず	動植物性残さ	動物性固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	政令13号物		
石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等			
特別管理産業廃棄物 ()							
・許可の条件 ()							
・許可の更新・変更の状況 ()							
○委託内容							
廃棄物の種類	契約単価 (円/単位)		予定数量 (単位/日週月年)	受託者の事業範囲 (1)処理方法(2)処理能力 (3)施設所在地		最終処分欄の 番号	
	収集運搬	処分		(1)	(2)		
				(1)	(2)		
				(1)	(2)		
収集運搬・処分別 合計金額				(1)	(2)		
合計予定金額							
○最終処分に関する情報 (二次処理を行う場合は、二次処理に関する情報も含む。)							
<input type="checkbox"/> 下表のとおり				<input type="checkbox"/> 別紙一覧のとおり			
種類 [許可品目]	所在地・名称等		方法、処理能力、 残余容量		許可番号 許可期限		
1 安定型埋立 []							
2 管理型埋立 []							
3 []							
○廃棄物情報に変更があった場合の情報文書の伝達方法							
担当者所属氏名 ()							
<input type="checkbox"/> FAX (- -) <input type="checkbox"/> e-mail (@)							
<input type="checkbox"/> 郵送 (〒 -) ()							
緊急連絡時の電話 (- -) 営業時間 (: ~ :) 休業日 ()							

契 約 書

収入
印紙

1. 件 名 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託
2. 履 行 場 所 東京都新宿区戸山1-23-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所
3. 契 約 期 間 自：契約締結日 至：令和5年3月30日
4. 契 約 金 額 別添単価表のとおり
5. 契 約 保 証 金 全額免除

契約担当役国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と 落札者 (以下「乙」という。)は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所の産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務を行うため、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の範囲)

第2条 この契約の範囲は、仕様書に定める。

(契約内容の変更等)

第3条 甲は、この契約期間内に契約の内容を変更する必要がある場合は、書面を持って乙と協議の上、変更することができる。

2 前項の場合において乙が損害を受けた時は、その損害の賠償を請求することができる。この場合において、賠償金額は甲乙協議して定めるものとする。

(支給品及び貸与品)

第4条 甲が、当該業務を適切に履行するために特別に消耗品等(以下「支給品」という。)の支給及び治工具類等(以下「貸与品」という。)の貸与を乙に行う必要があると認めた場合は、乙にそれら必要と思われるものを提供するものとする。

2 乙は、甲から引き渡しを受けた支給品及び貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理し、この契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

3 乙は、業務の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡された支給品及び貸与品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、これを返還しなければならない。

4 乙が、故意又は過失その他乙の責めに帰すべき事由により、支給品及び貸与品を滅失又は損傷したときには、甲の指示するところに従い、補修若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。

5 前項の場合において、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

(庁舎の出入り)

第5条 乙は、当該業務の従事者を甲に登録し、甲は登録された従事者に入所許可証（以下「許可証」という。）を発行することとする。

2 許可証の発行を受けた従業員に限り、この契約期間中、医薬基盤研究所に出入りすることができるものとする。

(守秘義務)

第6条 乙又は乙の従業員が、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を、甲の承認を得ないで第三者に漏らし又は利用してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、この契約により生ずる全ての権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(監督)

第8条 甲は、この契約履行に関し、甲の指定する監督職員に、乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

2 乙又は乙の従業員は、前項により指定された監督職員の指示に従うものとする。

(検査)

第9条 乙は、毎月の業務が終了した時点で甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従って遅滞なく手直しを行い、再検査を受け、当該業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は乙の負担とする。

(代金の支払)

第10条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、月額の前金を所定の手続に従って、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、その代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により代金を支払わないときは、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責に帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 業務の範囲内において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その限りではない。

(甲の解除権及び違約金)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が故意に契約の履行を遅延し、又は業務を粗雑にするなど不当な行為があったとき。
- (3) 乙が完全に契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) 乙、若しくは乙の従業員が甲及び甲の職員の職務執行を妨げ又は不正行為があると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を乙から違約金として徴収するものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担)

第15条 天災その他不可抗力又は乙の責に帰し得ない事由以外の原因により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第18条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙が前項に定める不当介入に関する通報・報告を怠ったことにより甲に損害が生じた時は、乙はその損害を賠償するものとする。

3 前項の損害賠償金は甲乙協議の上算定する。

(協議)

第25条 本契約条項に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴は、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

別紙

単価表

番号	分析項目名	単価（税抜）
1	車両代	
2	人工代	
3	産業廃棄物処分料	
4	一般廃棄物処理	

廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約書(案)

収入
印紙

排出事業者：契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第 1 条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知すると共に、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]	積む場所	卸す場所
許可都道府県・政令市	東京都	東京都
許可の有効期限	添付許可証参照	添付許可証参照
事業の範囲	添付許可証参照	添付許可証参照
許可の条件	添付許可証参照	添付許可証参照
許可番号	第 _____ 号	第 _____ 号

◎処分に関する事業範囲

[産廃]	中間処理
許可都道府県・政令市	東京都
許可の有効期限	添付許可証参照
事業の範囲	添付許可証参照
許可の条件	添付許可証参照
許可番号	第 _____ 号

2.（委託する産業廃棄物の発生場所、名称、種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の発生場所、名称、種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。（但し、数量は概算予定値とする。）

発生場所	東京都新宿区戸山1-23-1						
名称	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所						
種類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	ガラスくず	陶器くず	繊維くず
	コンクリートくず	ゴムくず					
数量	混合廃棄物 24,000kg						
運搬費用	円/回	最大運搬回数		6回			
処理単価	/kg						

3.（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次の事業場において処分する。

事業場の名称			
所在地			
事業の区分	中間処理（選別破碎、減容固化）		
施設の処理能力	選別破碎施設	破碎施設	減容固化施設
	/日	/日（ /日）	/日（廃プラスチック類 t/日、木くず t/日）
処分の方法	選別破碎：		減容固化：
	破 碎：		

4. (最終処分場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

電子マニフェストを使用する場合は、法第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下、情報処理センターという。)に、最終処分終了報告を行う。

番号	廃棄物の種類	最終処分先の許可番号	事業場の名称	所在地	処分の方法	施設の処理能力
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

5. (収集運搬課程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第 3 条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - キ その他取り扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとする。電子マニフェストを使用する場合は情報処理センターに必要事項を正確に登録する。虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正、又は登録内容の変更を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 _____
提示する時期又は回数 _____

第 4 条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第 5 条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合、はこの限りではない。

第 6 条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第 7 条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6票で、処分業務についてはマニフェストD票で、最終処分確認はマニフェストE票で代えることができる。

電子マニフェストを使用する場合は、情報処理センターへの処理終了報告で代えることができる。

第 8 条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第 9 条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づいて算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法については別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。
5. 本契約において、契約期間の中途において消費税法等が改正され消費税率が改定された場合、前項に関わらず、改定後の本契約に係る消費税及び地方消費税については、改定後の消費税率によるものとする。

第 10 条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条2項の場合も同様とする。

第 11 条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第 12 条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の処置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第 13 条（反社会勢力でないことの確認）

1. 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が反社会勢力でないこと、並びに反社会勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。なお、反社会勢力とは、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
2. 乙は、前項の規定を乙の再委託先にも順守させる義務を負う。
3. 甲及び乙は、前2項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
4. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らかの催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 前項(反社会的勢力でないことの確認)に違反した場合
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害などの行為をした場合
5. 甲及び乙は前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。
6. 前項により本契約を解除した場合、これにより自らが被った損害の賠償請求を相手方に行うことができる。

第 14 条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第 15 条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 3 年 月 日から令和 4 年 3 月 31 日 までの期間とする。

第 16 条（裁判条項）

この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限: 令和4年11月8日(火) 17時00分

提出先メールアドレス: 総務部健栄研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年11月8日（火）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健康研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 適合証明書
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和4年11月16日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

Ⓔ

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和____年____月____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	仕様書の6に記載の産業廃棄物及び一般廃棄物の種類に応じた収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。	証明書を添付すること。	別紙〇のとおり	
2	冷媒フロン類（業務用フリーザ）等の対応が可能な体制を有していること。	証明書又は体制を示す書類を添付すること。	別紙〇のとおり	
3	リサイクル物について、東京都廃棄物再生事業者登録証明書又は同等の許可を有していること。	証明書を添付すること。	別紙〇のとおり	
4	環境保全に係る下記のア～ウの活動や協定等について2分野以上の参加実績を有していること。 ア 東京都における「廃プラスチック類の埋立てゼロに関する協定」の締結実績。 イ ISO14001又はこれと同等の環境(Environmental)マネジメントシステムに関する規格の取得実績並びに保有状況。 ウ 東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度(産廃エキスパート/産廃プロフェッショナル認定制度)の認定実績。過去5年以内にオフィスビル等の貸室からの退去時における清掃の業務経験を有すること。	証明書又は業務履歴書を添付すること。	別紙〇のとおり	

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入札書

件名 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

金 _____ 円也

(内訳は別紙のとおり)

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託（単価契約）

単位（円）（税抜）

番号	分析項目名	単価（税抜）	予定件数	金額
1	車両代			
2	人工代			
3	産業廃棄物処分料			
4	一般廃棄物処理			
合計				0

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 ○○ ○○ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

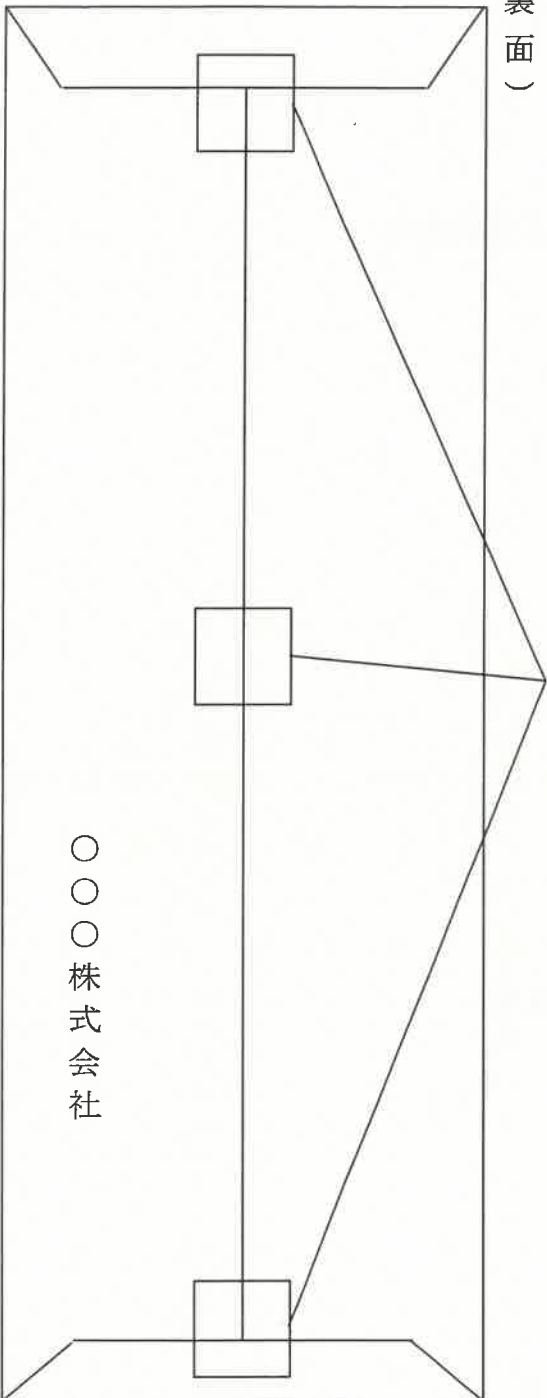
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名：産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和4年11月21日開札 件名「産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

印

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 と の下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

総務部 健栄研会計課

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年11月8日（火）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年11月16日（水）17時00分まで
入札書 : 令和4年11月18日（金）17時00分まで
開札日の日時 : 令和4年11月21日（月）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分業務委託
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 (_____)
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。